

神社名	祭 神	創 建 年 代	所 在 地
天神社	菅原道真	天保十四年	秋田字東郷前一
八王子社	天之忍穂耳命ほか	元和九年四月	〃 郷裏六八
神明社	天照大神、豊受大神	慶長四、五年頃	大屋敷字坂小湊二五
〃	天照大神	近世初期(正徳五年九月再建)	秋田字宮東八六
熊野社	伊邪那美命	近世初期(寛文二年再建)	〃 字中山五九
神福社	天照大神ほか	近世初期(元禄元年再建)	豊田字福田六五

※ 近世において創建されたことが明らかな町内の神社はこのようであるが(大口村誌による)このほか近世に開発された新田の産土

(氏神)は、ほとんどこの時代に勧請・創建されたと考えてよい。

またこの時代には、八剣社・小口神社・余野神社・白山神社・三明神社・神明社など町内の多くの神社が再建・改修されていることが棟札によつて確認される。

第四章 近代史

第一節 明治・大正時代

第一項 行 財 政

村の分合 と機構 の概況

明治維新における諸制度の制定、変革は地方自治行政への胎動をみた。

すなわち、明治二年（一八六九）、支配権の新政府への移行を旗印に施行された版籍奉還にはじまり、明治四年七月、中央集権の確立を目ざし実行された廢藩置縣、そして大小町制、郡制、町村会法、町村制の施行などめまぐるしい変革は、地方自治を統一的な中央集権の下に統括し近代国家への進展を目標とした。

こうしてはじめられた地方自治は、庶民の期待するところが大きかったが、制度そのものが官僚的であり、旧藩政時代との変化はあまりみられず、県・郡・市町村は中央集権政治のための下部組織的な性格が強かった。

すなわち、幕府体制の倒壊によって、中央の急激な前進とは別に地方には、未だ旧藩時代の行政意識が強く残っていて、それが維新の施政方針の抵抗となることが多かった。

新政府は、当初地方自治についてはきわめて消極的であくまで上央の方針を達成するための地方行政であることを要求したので、その自治体としての前進は鈍かった。

明治四年七月、府県二治の制度が整い（この時三府七十二県になる）尾張には名古屋県と犬山県が置かれ、本町（当時は小口・豊田・秋田・大屋敷・外坪・余野・河北の七か村）は、名古屋県に属した。

同年一月名古屋県、犬山県は廃止され、新しく、名古屋県として尾張全域を管轄するところとなったが、明治五年四月には名古屋県が愛知県と改称され、県下は六大区、九十小区に分けられ本町は第四大区第九小区に属した。

一方この当時三河地区の管轄であった額田県は、同年一月に愛知県にはいり、ここに現在の愛知県の全容が整いスタートした。同時にこれまでの六大区は廃止され、十五大区に再編成されたが本町は、従来そのままであり、また、明治九年八月に新しく編成替えが実施され十八大区になったが、この時も変更されていない。

ついで明治一一年一二月、地方制度の改革を目ざし、郡区町村編成法が施行され、従前の区制は廃止され、郡名をもつて区画することとなり、同時に郡役所が小折村（現江南市布袋）に設けられ、本町は丹羽郡の治下にはいり、戸長、戸長役場が置かれ議事機関として議会の設置もみたが、その運営には不備も多く、明治一三年四月、町村会法が公布されるにおよんで、これらも漸く整備され、初めて市町村が法人的な性格をそなえた自治体となつて、予算を組み、議会を組織し、併せて条例など諸規程を定め、地方自治制度の確立へと進展した。

明治一七年さきに設置された戸長役場が改められ、本町では余野・小口・外坪・河北の連合戸長役場と、大屋敷・秋田・豊田の連合戸長役場が設置された。

そして明治二二年四月市町村制、明治二三年五月府県制および郡制が發布され、多くの変遷を重ねてきた地方自治

はようやく確立して、今日の基盤ができたといえよう。

明治二二年一〇月本町においても町村制が施行され、従来の戸長は町村長と改称され同時に、戸長役場は村役場として機能を發揮することとなり、名称は戸長役場当時のままとし、旧村名を大字名とした。

その後明治二八年八月、小口村管内であった大字余野地区は柏森村（現扶来町柏森地区）に合併した。

なお町村の執行機関であった町村長は、町村会において選挙された任期を四か年とし、県知事の認可を必要とした。

明治一一年一〇月郡区町村編成法施行時および、明治二二年一〇月町村制施行時における本町の分合、改称はつぎのようであった。

※ 明治一一年一二月町村分合の時

(新村名) (旧村名)

小口村 小口・清右エ門新田

豊田村 御供所・三右エ門新田・又助新田・九郎右エ門新田・小折出新田・小折田郷新田

秋田村 長桜・長桜替地新田・宗雲新田・八左エ門新田・伝右エ門新田

大屋敷村 大屋敷

河北村 河北

外坪村 外坪

余野村 余野



図2-78 村の記録

※ 明治三十二年一〇町村分合の時

(新村名)

(旧村名)

- 太田村
- 小口村
- 富成村
- 豊田村・秋田村・大屋敷村
- 小口村・余野村
- 河北村・外坪村

表2-20 村勢 (明治三十二年)

村名	大字名	戸数	人口	耕地	江戸中期における耕地
富成村	河北・外坪	二五四 <small>戸</small>	一、二〇〇 <small>人</small>	一八七 <small>町反</small> 二六 <small>畝</small>	一一〇九 <small>町反</small> 四 <small>畝</small>
小口村	小口・余野	六八四	三、一六四	五四七〇七	三三五三一
太田村	豊田・秋田・大屋敷	五六二	二、八四九	四五八六三	二二一八〇
計		一、五〇一	七、二二三	一、一九九六	六四八〇五

(町資料より)

ついで明治三十八年地方自治の発展と確立のため、再び町村合併の機運が高まり、翌三十九年一〇月全国一斉に町村の大合併が実施された。

本町においても、諸手続を経て明治三十九年九月二十五日、告示号外ノ一をもって合併を施行し、その区域を変更し同年一〇月一日付をもって、先に柏森村に合併した柏森村大字余野を編入し、ここに大口村の誕生をみた。

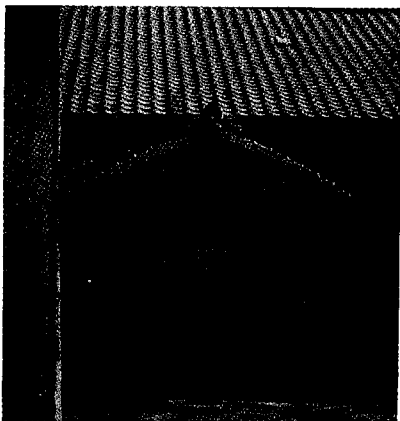


図2-79 旧 役 場

こうした結果になったのは当時の小口、太田、富成三村の力関係からみて当然ではなからうか、さらに合併後の役場設置場所については、各村の間で激しく論議がかわされた後、〈役場の所在地〉丹羽郡大口村大字大屋敷字植松^{三十三ノ二}に決定

第七一号

丹羽郡役所

明治三十九年二月十日
第三五四号

丹羽郡 太田村会

其ノ村及柏森村^{大字}、小口村ヲ合併シ田口村ヲ置カントス

右町村制第四条ニ依リ其会ノ意見ヲ諮フ但明治三十九年二月十七日迄ニ答申スベシ

明治三十九年二月九日

愛知県知事 深野一三 印

太田村会第十二号議案

明治三十九年二月九日第七一号ヲ以テ本村及小口村、柏森村大字余野ヲ合併シ、田口村ヲ設置ノ件本県知事ヨリ諮問ニ依リ左之通答申スルモノトス。

明治三十九年二月

日提出

太田村長

丹羽矩義

大発第 号

答 申 書

一、明治三十九年二月九日第七一号ヲ以テ御諮問ニ係ル町村合併ノ件ハ御諮問ノ通本村及小口村、柏森村大字余野ヲ合併シ、田口村ヲ設置致度意見ニ候条此段 答申候也。

丹羽郡太田村会議長

太田村長

丹羽 矩 義 ㊤

明治三十九年二月 日

愛知県知事

深 野 一 三 殿

丹羽郡小口村村会議事録

明治三十九年二月十五日小口村役場ニ於テ村会ヲ開ク……………

第十号議案

村合併ニ関シ本村ノ意見答申ノ件ハ、原案、本村及太田村、柏森村大字余野ヲ合併シ、田口村ヲ設置云々トアルヲ
本村及太田村、富成村、柏森村大字余野ヲ合併シ大口村ヲ設置スルコトニ^(訂)低止シ答申ヲ為スコトニ申出ス、……………

明治三十九年二月十五日

小口村会議長

小口村長

江 口 汎 ㊤

村會議員

江 口 増太郎 ㊤

全

仙 田 半兵衛 ㊤

富成村会第六号議決

明治三十九年二月九日第七一号ヲ以テ本村及桑田村、羽黒村、池野村ヲ合併シ、二宮村ヲ設置之件、本県知事ヨリ諮問ニ依り左ノ
通答申スルモノトス

明治三十九年二月十五日提出

富成村長 藤田 源太郎

答 申 書

一、明治三十九年二月九日第七一号ヲ以テ御諮問ニ係ル村合併ノ件ハ御諮問之通り本村及桑田村、羽黒村、池野村ヲ合併シ、二宮村
ヲ設置致度意見ニ候条此段答申候也。

丹羽郡富成村会議長

富成村長 藤田 源太郎 ㊦

明治三十九年二月

愛知県知事 深野 一三 殿

財 政

明治二一年に市町村制が公布され、市町村における行財政は確立されたといふものの、経済の変転は地
方財政に影響をおよぼし、財政の貧困、住民負担の増加、そして不均衡となり、これが解消に多くの努
力が払われた。

地方財政における財源はその多くが町村税による収入に重点が置かれた。

つぎの表は明治三〇年の太田村（現在の大字秋田・豊田・大屋敷）の歳入・歳出の状況である。

表2-21 太田村歳入・歳出決算表(明治30年度)

科 目	歳 入	科 目	歳 出	科 目	歳 出
雑 収 入	81,970	役 場 費	398,739	勤 業 費	25,634
繰 越 金	128,327	会 議 費	16,255	諸税及ビ負担金	375,450
国庫交付金	2,583	教 育 費	363,242	予 備 費	
県税交付金	14,854	衛 生 費	20,974		
村 税	1,153,174	求 助 費	1,000		
合 計	1,380,908			合 計	1,201,394

この表のごとく歳入総額一、三八〇円に對して、村税が、一、一五三円と約八〇パーセントを占めている。ついで明治四五年度の大口村一般会計予算表をみても同じようなことがいえる。歳入総額一五、四五三円に對して、村税が一三、七〇五円となり約八八パーセント、他方財産収入は一九円と非常に少ない。

歳出面では、役場費、教育費が多くなかでも教育費は經常費の約四六パーセントを占め、職員の給料をはじめとし、校舎の新築(大口第一尋常高等小学校舎新築)、増改築、備品の充実などに大きな努力が払われていたことが、容易に理解できる。ついで給料、需用費、報酬などの役場

表2-22 大口村一般会計予算表(明治45年度)

(町資料より作成)

科 目	歳 入	科 目	歳 出	科 目	歳 出
村 税	13,705,045	役 場 費	2,468,000	雑 費	109,200
財 産 収 入	19,800	会 議 費	215,000	予 備 費	28,276
使用、手数料	35,500	土 木 費	1,200,000	以上經常部合計	13,691,940
雑 収 入	338,500	教 育 費	6,262,100	土 木 費	452,000
補 助 金	211,300	衛 生 費	183,000	教 育 費	1,250,000
交 付 金	458,520	救 助 費	36,000	神饌幣帛科供進費	90,000
寄 付 金	575,400	警 備 費	16,000	以上臨時部合計	1,762,000
		神 饌 幣 帛 科	7,000		
		諸税・負担金	1,964,332		
		基本財産編入	703,320		
合 計	15,453,940			合 計	15,453,940

費が約一六パーセントとなっている。また福祉関係の支出に該当する救助費、衛生費は税の負担にくらべて少額であり、警備費に至ってはなお少なく、これらは各部落相互による労務提供によって維持されていた。また道路、用水などに係る土木費においても部落負担が大きかった。

教育費の内訳をみると、教員の給料が四、九〇二円と約七八パーセント、ついで需用費一七パーセントで、村の教育振興の予算はすべて村民の負担であった。

以上のように当時の村財政規模は小さく、必要事業にあてる経費が増加した時は、ほかの支出を極端に減らして財政運営が行われた。

もつとも村民の所得も少なく、主な財源であった村税の徴収にも限度があり、村財政は非常に苦しいものであったと考えられ、財政基盤の確立にはかなりの苦心が払われた。

表2-23 年度別村費一覧表

(大口村誌より)

年度	歳入	歳出	年度	歳入	歳出
明治三九年	五、七二四 ^円 六四 ^銭 六 ^厘	五、四〇六 ^円 六二 ^銭 九 ^厘	大正一〇年	五二、二〇二 ^円 〇六 ^銭 四 ^厘	四六、六〇六 ^円 六七 ^銭 四 ^厘
〃 四十一年	八、二四八一九八	八、〇七一九五九	〃 一四年	七三、八〇四六四〇	六〇、六〇九三四〇
〃 四十四年	一五、三七七七三五	一五、一三七二八五	昭和元年	七六、六五五一三〇	六四、三二〇五三〇
大正二年	一九、五二五〇四三	一七、九一四七三四	〃 五年	一一一、五五七二八〇	一〇〇、六二四六九〇
〃 五年	一六、〇六四四一二	一四、四七七二七〇	〃 八年	七四、五二〇九九〇	六八、六五二四五〇

租 税

明治維新に発した地方自治は、幾多の制度の改革によってその進展が計られた。税制においてもこれまでの貢租の制度の改革に取組み、まず、土地所有者に「地券」が発行された。この地券は壬申地券がもつとも古く、これが制定された明治五年が壬申の年であるところからこの名がある。

地券は、耕地（田・畑）の上中下の区分によって発行され、一筆ごとの地価が記入され、この地価の約三パーセントが地租として徴収された。

明治九年より実施された税法は、明治六年七月に公布された地租改正条令によるもので、地価を課税の標準として、これまでの物納から一律に金納にすることであった。

こうした金納は、農産物の価格が低下し、現金収入の減少した農家は納税に困って、土地を売却してこれに当てたものもかなり多くあったが、その後の改正で課税の基礎が所得額に主体がおかれるようになり、明治四一年には賦課等級制がそれぞれ定められた、すなわち個数割が採用されることになった。

ここで定められた賦課等級割は、部落の役員、村会議員などが、各家の財産・収入などを見立て、それぞれの個数を定めたもので、課税額の算定など比較的平易であった反面、個数の決定そのものがややもすると不平等であったり、根拠に乏しい点もあった。

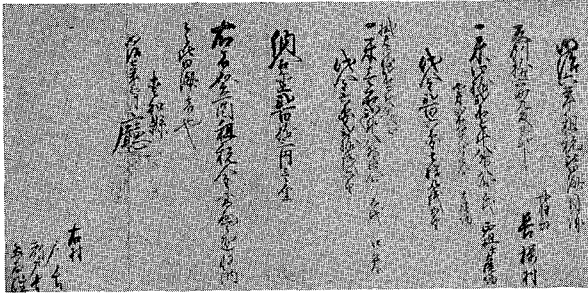


図2-80 租税皆済目録

總個數	等差外	戸數	大字名
四八六・五五		四六七	小口
一一五・八五	六	二二八	河北
二二一・〇五	二	一〇八	外坪
一二七・一〇	三	一三八	余野
二七〇・九五	一	一三〇	豐田
一三六・五〇	五	一四一	秋田
一四八・〇〇	四	一五七	大屋敷
一、三九一・〇〇	二四	一、三六七	計

(大字別)

該当戸數	課率個數	等級
3	10.0 ^個	1
5	8.3	2
6	6.9	3
4	5.5	4
7	4.4	5
8	3.6	6
9	3.0	7
8	2.6	8
18	2.35	9
16	2.15	10
39	1.95	11
61	1.75	12
52	1.55	13
107	1.35	14
113	1.17	15
210	1.00	16
84	0.85	17
108	0.70	18
74	0.60	19
73	0.50	20
75	0.40	21
88	0.30	22
100	0.25	23
96	0.20	24
24		外
計 1,396 ^戸		

表2-24 明治四二年度県稅戸數割賦課等差表

(丹羽郡大口村会第一号議決 明治四二年三月二日決議)

表2-25 明治四五年度眞稅戸数割賦課等差表

計	大屋數	秋田	豊田	余野	外坪	河北	小口	個課 数率	等級
2							2	12.0	特1
4	1						3	10.0	1
5	1	1	2			1		8.0	2
4			1			1	2	6.9	3
4		1					3	5.5	4
7		1	3				3	4.5	5
5	1		2			1	1	3.6	6
12		2	2	2	1	1	4	3.0	7
8		1	4		1		2	2.6	8
14	3		4		2	2	3	2.35	9
22	3	4	4	1	2	2	6	2.15	10
37	3	2	8	6	4		13	1.95	11
62	3	4	3	3	12	1	23	1.75	12
49	4	4	6	9	8	14	13	1.55	13
98	8	8	20	12	9	5	35	1.35	14
112	15	10	23	20	4	6	38	1.15	15
204	36	28	60	14	17	2	40	1.00	16
109	11	12	16	10	15	9	41	0.85	17
81	5	7	10	14	7	4	32	0.70	18
80	12	12	7	10	7	6	28	0.60	19
67	4	8	12	3	3	4	32	0.50	20
87	13	6	6	8	8	5	32	0.40	21
84	10	11	16	12	4	14	18	0.30	22
86	8	5	3	9	4	13	43	0.25	23
93	11	10	21	4	3	14	34	0.20	24
44	8	9	3	1	1	10	11	0.10	25
1,380	160	146	236	138	112	11	462		
(16)	(4)	(1)	(4)		(1)	(2)	(4)		外

(丹羽郡大口村会第一号議決 明治四五年二月三日決議)

表2-26 年度別租税の推移

(大口町資料より作成)

年 度	国 税	県 税	村 税
明 治 44 年	24,896.070	8,899.845	12,425.945
大 正 2 年	23,595.175	10,207.375	13,815.340
大 正 4 年	22,386.045	8,464.025	14,471.400
大 正 6 年	22,483.270	14,784.070	13,359.460
大 正 8 年	34,223.570	29,501.800	28,206.610
大 正 10 年	25,807.130	38,748.490	38,926.880
大 正 12 年	25,558.760	39,283.790	37,438.280
大 正 14 年	25,584.350	45,940.090	38,574.540
昭 和 2 年	21,643.070	45,190.240	37,939.680
昭 和 4 年	20,854.400	41,212.810	44,804.140
昭 和 6 年	11,827.330	35,177.180	33,226.750

○明治二二年の町村制による町村の会計および財務制度の主な事項

「会 計」

村会計の支払いは収入役が行い、村会および村長の命令によること。

収入役は通常、村長の推せんにより、村会がこれを選任し、郡長の認可をうけること。

「歳入・出予算表」

この作製は村長が行い、会計年度前に村会の議決をとり、郡長に報告すること。

「会計年度」

毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に閉鎖する一か年間をいう。

人口と戸数

この時代の記録によると、明治三九年には戸数は、一、四一八戸、人口七、三〇〇人、耕地一、一二五

町歩余であり、これが明治四五年に至って、戸数一、三八四戸、人口七、四二二人、耕地一、一三〇町歩余となっている。

表2-17 村勢の推移

年次	戸数	人口	耕地面積 <small>町反也</small>	備考
明治二八年	一、五〇一	七、二二三	一、一九二	※江戸中期における耕地面積 約六四八町歩
明治三九年	一、四一八	七、三〇〇	一、二二五	
明治四五年	一、三八四	七、四二二	一、一三〇	

表2-18 年次別戸数、人口の推移

(大口町資料による)

年次	人口		計	戸数
	男子	女子		
明治三九年	三、五九八	三、七二一	七、三〇九	一、四一八
〃 四〇年	三、五九一	三、七〇九	七、三〇〇	一、四一八
〃 四二年	三、六五八	三、七一五	七、三七三	一、四一六
〃 四五年	三、六六三	三、七五九	七、四二二	一、三八四
大正二年	三、七九六	三、七六五	七、五六一	一、三九一
〃 四年	三、七三三	三、七五八	七、四九一	一、三八二
〃 六年	四、二四四	四、〇一一	八、二五五	一、三九八
〃 八年	四、〇三二	三、八七三	七、九〇五	一、三九五
〃 一〇年	四、〇二七	三、九二四	七、九五一	一、三七〇
〃 一二年	三、九三三	三、七七〇	七、六九三	一、三五九
〃 一五年	三、八〇八	三、七二二	七、五二〇	一、三四一

往昔から明治維新を経て、明治三九年大口村となるまでの戸数、人口の推移を知る資料に乏しく詳細ではないが、その後の推移はつぎのようである。

なお大正九年十月、第一回の国勢調査が実施された時点での戸数および人口の数はつぎのとおりである。

年次	人口		計	戸数
	男子	女子		
大正九年 一〇月	三、七五九	三、七二五	七、四八四	一、四八一

年次	年齢別人口		
	十四才以下	十五才、五十九才	六十才以上
大正九年 一〇月	二、九一九	三、八五二	七、一三三

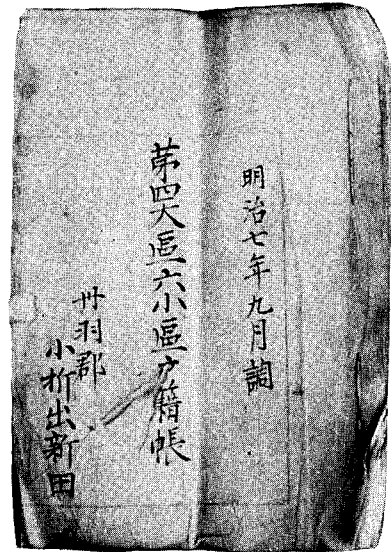


図2-81 戸籍帳(明治七年九月調)

達置候間社寺ノ面々モ其ノ区之編製ニ相成候ニ付被得其ノ意其ノ区之長副へ罷出早々萬端聞合可被申事、右之趣被得其意廻状早々順達留ヨリ当局へ御返可有之事』

このように、村々の人員、生死、出入、婚姻などの取り扱いは、僧侶や祢宜の特権であつたが、明治五年九月から各村々の戸長、副戸長が受け持つこととなり、これが以後の戸籍係りとなつて今日に至っている。

長い間つづけられてきた身分制は、明治五年一月の徴兵に関する詔書の発布によつて実質的に廃止された。

この文中には『四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス。是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊ニスル道ニシテ、即チ農合一ニスル基ナリ。是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ズ、民ハ従前ノ民ニ非ズ、均シク皇國ノ民ニシテ……』と、

こうしてこれまで国防治安は、武士階級の手によつていたものが、国民全部が負うことになり、一方階級制度は廢

戸籍法と身分制の廃止

明治維新までは平民の戸籍は、人別帳によつて確認され、武士の戸籍は所属する藩において取り扱っていた。村の戸籍事務はそれぞれ庄屋が行い、僧侶が檀信徒の確認と邪宗門の信者でないことを証明したものであつたが、明治四年四月には、戸籍法が改められ、同年八月に末端である戸長、副戸長および寺院の住職、神社の祢宜あてに、つぎのような通達がだされた。

『戸籍編製方今般御改に相成候ニ付戸長副戸長モ夫々相

止され、武士はその特権を失い、士農工商の差別は徹廃され、ここに四民平等は確立した。

つぎに姓の公称はこれまで公卿武士に限られていたのであったが、戸籍法改正と合せて姓の公称が一般の人々にも認められそれぞれ登録出来ることになった。

これまで一般の人々には姓の公称が許可されていなかったため、人別帳、検地帳など当時の重要文書にも、姓の記入は見られない。

歴代村長名 (1) 町村合併以前(明治三二年より明治三九年まで)

太田村

氏名	認可年月日	退職年月日	氏名	認可年月日	退職年月日
佐竹甚吉	明治三二・二・二二	明治三五・一・三二	佐竹甚吉	明治三〇・一・二六	明治三一・三・八
丹羽三十郎	〃二五・一・二二	〃二六・三・二	土田弥十郎	〃三一・四・五	〃三二・五・三
社本佐平治	〃二六・五・三〇	〃二七・四・五	佐竹長三郎	〃三一・五・三	〃三五・五・二
社本豊太郎	〃二七・四・二七	〃二九・五・二五	丹竹矩義	〃三六・五・三〇	〃三九・四・一
社本伊右工門	〃二九・五・二五	〃三〇・一・五	宮地市之函	〃三九・四・二八	〃三九・一〇・一

小口村

氏名	認可年月日	退職年月日	氏名	認可年月日	退職年月日
近藤徳兵衛	明治三二・二・二一	明治三五・六・	江口又左工門	明治二七・九・七	明治三一・九・六
酒井惟一	〃二五・七・二	〃二六・九・二一	仙田半兵衛	〃三二・一・七	〃三三・一・九
近藤喜兵衛	〃二六・九・二〇	〃二七・一・	酒井覚朗	〃三三・二・二	〃三七・一〇・一
近藤徳兵衛	〃二七・二・二〇	〃二七・三・	前田宮之函	〃三七・二〇・一八	〃三八・三・二五
伊藤松兵衛	〃二七・四・二七	〃二七・八・	江口汎	〃三八・四・二五	〃三九・一〇・一

富成村

氏名	仙田徳三郎	認可年月日	明治三二・一二・一一	退職年月日	明治三三・九・三	氏名	服部瀧左工門	認可年月日	明治二八・七・二	退職年月日	明治三一・八
	服部瀧左工門		〃三三・九・一七		〃二六・五・六		榎田元吉		〃三一・九・八		〃三一・三
	仙田裁		〃二六・五・六		〃二八・六・六		藤田源太郎		〃三三・四・一四		〃三九・一〇

(ロ) 大口村創立以後(明治四〇年以降)

氏名	酒井覚朗	認可年月日	明治四〇・一・二八	退職年月日	明治四一・二・七	氏名	野田正昇	認可年月日	大正五・三・一三	退職年月日	大正九・三・一二
	藤田源太郎		〃四一・二・二九		〃四五・二・二八		〃		〃九・三・二七		〃一二・八・二四
	野田正昇		〃四五・三・六		大正五・三・五		〃		〃一二・三・一六		昭和二・九・二〇

以上のように村の行政を執行するために村長、助役、収入役がおかれた。

前二者は満三十才以上の公民のなかから村会において選挙され、収入役は村長の推せんにより村会において選任され、任期はいずれも四年とされていた。

表2-29 村会議員選挙有権者数

計	二級	一級	級		月日
			次	次	
八九六	七一一	一八五 名	第一	次	明治三九・一二・二一
			第二	次	明治四二・一二・二二
			第三	次	大正元年一二・二二
			第四	次	大正五・一二・二二
			第五	次	大正九・一二・二二
			第六	次	大正二三・一二・二〇
八九九	七二〇	一八九 名			
九〇一	七一七	一八四 名			
八九一	七〇八	一八三 名			
九一〇	七一五	一九五 名			
一、一九六	一、一九六 名				

村議 会 明治一〇年一月県は、町村会仮章程町村会議員選挙仮規則を定め、(イ)各町村における費用の収支
 と 議 員 (ロ)町村共有物の管理・処分 (ハ)共同貯蓄 (ニ)議員選挙の施行 などについて各町村で協議するこ
 とを指示した。
 ついで明治一三年四月区町村会法が布告され、町村自治の基礎はいよいよ確立、本県はこの法が速刻施行され、
 各町村会議員を選挙し自治の完全を図らせた。当時の選挙権は、(イ)満二十五才以上の戸主 (ロ)二年以上その土地に
 住んでゐる者 (ハ)地租または直接国税を二円以上納める男子 にあたえられていた。
 明治三九年本村創立以来の村会議員および、有権者数はつぎのようであり、明治三九年の第一次より大正九年の第
 五次までは一級、二級議員に分かれていたが、大正一三年第六次よりは選挙法が改正され、一級・二級の区分は廃止
 された。

○大口村創立以後の村会議員

第一次（明治三九年）

- 一級 社本豊太郎・丹羽三九郎・佐竹甚吉・酒井惟一・服部瀧左工門・小川市兵衛・笹山省太郎・大塚幾次郎・吉田喜右工門
 - 二級 社本伊右工門・社本庫市郎・鈴木芳太郎・野田壽平・水野伊兵衛・近藤貞左工門・山田愛之助・酒井鉞三郎
- 丹羽金重

第二次（明治四二年）

- 一級 丹羽三九郎・舟橋芳太郎・前田繁夫・古池弥三郎・藤田源太郎

二級 鈴木勇七・社本庫市郎・野田正昇・仙田半兵衛・榎田吉太郎・吉田喜右工門・大森甚之丞

第三次（大正元年）

- 一級 鈴木芳太郎・社本庫市郎・丹羽三九郎・榎田吉太郎・吉田喜右工門・大塚幾次郎・酒井鉞三郎・仙田徳十郎

- 二級 佐竹長三郎・江口嘉一郎・丹羽吉五郎・藤田源太郎・服部栄蔵

第四次（大正五年）

- 一級 社本伊右工門・前田繁夫・丹羽祐一・舟橋伊七郎・大塚幾次郎・小川鏡太郎・佐竹長三郎・仙田庄兵衛・吉田喜右工門

- 二級 佐藤熊市・大森甚之丞・山田健壽・酒井佐市・渡辺米次郎・田山地祐治・丹羽矩義・江口桂次郎・藤田源太郎

第五次（大正九年）

- 一級 社本豊太郎・酒井覚朗・服部金治・松山浜吉・丹羽祐一・長谷川鎌次郎・仙田賢武・山田健壽・榎田吉太郎

- 二級 丹羽吉五郎・鈴木喜太郎・吉田芳太郎・水野住五郎・酒井佐市・社本吉太郎・酒井収衛・江口嘉一郎・伊藤松太郎

第六次（大正一三年）

- 仙田賢武・榎田吉太郎・丹羽祐一・丹羽吉五郎・長谷川鎌次郎・前田宮之丞・大森浜次郎・江口嘉一郎・鈴木玉三郎

井上鞆次郎・藤太源太郎・服部輪太郎・大竹本吉・西村一郎・近藤萬次郎・近藤正隆・宇野外太郎・山田健壽・宇野昌吾
酒井鉞三郎

郡制と 明治二三年五月、郡制が公布され、産業・教育・交通など各面にわたって進歩・改善が行われ、さらに明治三二年三月、大正七年四月にはそれぞれ多くの改正がなされた。

郡会議員 これらはすべて産業・交通などの急速な発達により、地域住民の生活圏が拡大し、その機能が十分効用を発揮できなくなつたためであり、ついに大正一〇年四月郡制廃止に関する法が公布され、大正一四年三月郡制廃止とともに、郡会議員は解散された。

明治二四年四月の郡制施行（明治二三年五月公布による）ではまず議決機関として郡会が設けられた。郡会は町村会において選出された議員と、大地主の互選により選ばれた議員とで組織され、住民の直接選挙によるものではなかつた。

大地主議員は町村税の賦課される所有地の地価一万円以上を有するものと決められていた。

ついで明治三二年三月の改正では、大地主からの互選議員、町村会での選出議員はいずれも改められ、住民の直接選挙に改められ、町村公民で町村会議員の選挙権を有し、かつ直接国税三元以上を納める者に選挙権が与えられ、その数は増加した。

村誌によれば当時本町より選出された、郡会議員数および議員はつぎのようである。

表2-130 郡会議員配当表および年次別選出議員名

町村名	明治二十四年 第一回選挙	明治三十七年 半数改選	明治三十年 半数改選
秋津・太田	— 人	— 人	— 人
小口・富成	— 人	— 人	— 人

町村名	明治三十二年都制改正 九月選挙	明治三十六年九月 改選
太田	— 人	— 人
小口	— 人	— 人
岩橋・富成	— 人	— 人

町村名	町村分合の結果 明治四十年三月 改選	明治四十四年 三月改選	大正四年 三月改選	大正八年 三月改選
大口村	二 人	二 人	二 人	二 人

○旧郡制時代議員名

第一次(明治二四・四・一四)

小口村 近藤徳兵衛・酒井孫八(大地主議員)

第二次(明治二七・四・半数改選)

太田村 丹羽三九郎

小口村 酒井孫八(大地主議員)

第三次(明治三〇・四・半数改選)

小口村 近藤徳兵衛・酒井孫八(大地主議員)

富成村 仙田 裁(補選)

○改正郡制議員名

第一次(明治三二・九・三〇)

太田村 佐竹甚吉 小口村 西村金八

富成村 仙田 裁

第二次(明治三六・九・三〇)

太田村 社本佐平治 小口村 酒井惟一

太田村 社本伊右工門(補選)

第三次(明治四〇・三・八町村分合の結果定数・選挙区改正)

大字豊田 社本伊右工門 大字小口 仙田半兵衛

表2-31 郡會議員選挙資格者数

(丹羽郡誌より)

町村名	明治二十四年四月	備考
	町村選挙人	
太田・秋津	?	大地主
小口・富成	?	
	—	

町村名	明治四十三年	大正四年	大正八年	備考
大口村	六一人	六〇八人	六〇四人	

村名	氏名	勤続期間
小口村	酒井惟一	明治三八年十一月より一年五か月
太田村	社本伊右エ門	明治四二年三月より二年
大口村	酒井覚朗	大正二年三月より二年二か月
大口村	仙田愛之助	大正四年五月より一年二一か月
大口村	藤田源太郎	大正八年四月より二年一か月

第四次(明治四四・三・八)

大字豊田 社本伊右エ門(郡会議長による)

大字小口 酒井覚朗

第五次(大正四・三・八)

大字小口 仙田愛之助

大字豊田 社本豊太郎

大字小口 笹山多賀一(補選)

第六次(大正八・三・八)

大字豊田 社本伊右エ門

大字外坪 藤田源太郎

○郡参事会員

郡制が施行されてから明治三六年六月に至るまで郡参事会は名譽参事会員四名で組織され、内三名は郡会において議員の中より互選し、一名は県知事が郡會議員あるいは郡内の公民中より選任することに定められていたが、明治三二年七月郡制が改正されたから、名譽参事会員を一名増加し、全員郡会において議員の中から選出することになった。

本町で郡参事会員になった人は前頁のようである。

明治十一年七月、はじめて府県会規則が公布され、つづいて明治二十三年五月、府県制が發布、施行されるとともに地方自治への道は新たな方向づけが確立した。

県制と 県会議員

明治十一年七月に公布された規則によれば、県政の議決機関である県会議員の選挙有権者資格は、満二十五才以上の男子で、地租五円以上を納入する者とされ、また被選挙人の資格は、満二十五才以上の男子で地租十円以上を納める男子と定め、一応住民に県政に参与する権利は与えられたが、いずれも納税資格制限が完全になされてきた。

明治二十三年五月公布された府県制では、県会議員の選挙方法は大きく変化した。すなわち県民による直接選挙ではなく、郡会議員、郡参事会員によって選挙する方法がとられた。

ついで明治三十二年三月に至り、当時すでに各政党間の政治抗争が激しく、これがひいては地方自治に多くの害をおよぼすこととなり、これを除くため選挙は住民の直接選挙に改正され、町村長の指定する場所において投票できるところとなり、選挙権は町村公民で直接国税を三円以上納入する者に、被選挙人は直接国税五円以上を納入する者という規則が設けられた。さらに大正十一年四月の改正では、これまでの納税額による制限をいずれも廃止し、大正十五年六月改正による普通選挙制度施行へと進展した。

すなわち選挙権は、国税納入の条件はなく二十五才以上の男子全員に与えられ、公民の資格の基本であった「独立」「納税」の条件は廃止された。

本町で明治・大正時代において県会議員として県政の発展につくした人はつぎのようである。

氏名	任期及び改選時期
土田弥十郎	明治一四年一月より明治一五年一月
土田弥十郎	明治一五年一〇月より明治一七年五月
近藤喜兵衛	〃 (補欠)
丹羽三九郎	明治一七年五月より明治一九年一月(補欠)
近藤徳兵衛	〃 (補欠)
近藤喜兵衛	〃 (補欠)
近藤喜兵衛	明治一九年一月より明治二一年一月
丹羽三九郎	明治二一年一月より明治二三年四月(補欠)
吉田基治	明治二六年九月改選
社本伊右工門	明治四〇年九月改選 明治四四年九月改選
野田正昇	大正一二年九月改選

(イ) ○郡会議員および県会議員選挙の有権者数と状況
郡会議員選挙の状況

年次	選挙人数	投票人数	棄権者数	投票率
大正四年第五次	五九三名	一五五名	四三八名	二六・一四%
大正八年第六次	六〇四	二四六	三五八	四〇・七三

(ロ) 県会議員選挙有権者数の変遷

年次	有権者数	年次	有権者数
明治三九年	六〇六名	大正五年	六〇五名
明治四〇年	六〇五	大正一〇年	六三六
明治四二年	六〇七	大正二二年	九三三
明治四五年	五九一	大正一五年	一、六〇五
大正一二年	六一〇		

村の経済 と金融

といえよう。

明治維新後政府は経済政策を強力に推進するなかで、農村に対する多くの産業開発と保護を行ったが、その実効は充分でなく、旧来の慣習がかなり根強くのこり、農業生産面でも江戸時代からの幼稚な自給自足の経済からしだいに営利経済へと移行したものの、本格的には大正時代になってから急速に進んだといえよう。

金融面においても、河川、道路などの改修等公共事業には政府、銀行の資金を利用しているが、個人の金融になると、概ねこれまでの習慣による個人相互の貸借がもつとも多く、少額かつ短い期間で、「時借り」ともよび、部落内での融通が多かった。

また頼母子講が多く組織され、講員はこれを利用して貯蓄あるいは自家の出費にあてた。こうした講は本来、神社仏閣の修理、羅災者の救助にあてることが主旨で、昭和の初めまで町内でも行われていた。

大正時代の晩年に発生した金融恐慌は、農村部に大きな動揺をあたえた。主要産物の繭、米の価格の下落は一時にして農村を不況におとし入れた。

第二項 産 業

農業の概況

明治維新は、農業振興の上に大きな力を与えた。

すなわち、(1)農業社会における封建主義の撤廃 (2)貿易の解放と農産物市場の拡大 (3)農産物の作付品目制限の廃止 (4)農作業の改良と技術の導入 (5)田畑の私有を認めるとともに、売買の自由など種々の改革と条件の緩和は、農業の育成と援助に拍車がかけられた。